

【Reference Review 64-1 号の研究動向・全分野から】

フィンテックについて

商学部教授 広瀬 憲三

近年、フィンテックという言葉が新聞等でよく取りあげられる。

フィンテック (FinTech) とは、金融 (Financial) と技術 (Technology) を合わせた造語であり IT 技術を活用した新たな金融サービスである。フィンテックが注目されるようになったのは、リーマンショックの頃からといわれる。2008年9月に起きたリーマンショック (投資銀行であるリーマンブラザーズがサブプライムローンといわれる住宅ローンで大損出をだし破綻、世界的な金融不安が生じた) 後、IT 技術とインターネットを活用し、資金決済サービスや貸し手と借り手を仲介するといった金融サービスを提供するベンチャー企業が現れるようになった。その背景には、カメラ、生体認証機能などを備えた高性能な「スマホ」が急速に普及し、クラウド機能、AI 性能が高まり、大量のデータの分析が容易になったこと、分散型台帳技術などインターネット環境での台帳管理技術が進んだことが上げられる。その結果、Google、Apple のような IT 企業が新たな金融サービスを提供するようになり、従来は金融機関のみが行っていた送金、融資や家計管理、企業の財務管理などを行っており、伝統的な金融機関にとっては脅威となっている。

三輪純平論文 (「金融庁における FinTech への取り組み」『信託』273号 2018年2月) は、日本のフィンテックの現状、海外との比較、金融庁の取り組みなどを紹介している。日本と海外の金融サービスの比較では、日本の金融機関は、「高機能な ATM を基礎に、高い安全性を確保し、高水準のサービスを提供」しており、1990年代からはネット銀行、プリペイドカード、電子マネーも拡大しているが、海外の金融機関のように企業の資金管理の効率化

をサポートするキャッシュマネジメントサービスのような金融と IT を活用したフィンテックの分野で遅れをとっており、金融機関の IT への投資も米国は新たな開発のための攻めの投資に対し、日本は既存システムの管理など守りの投資が多く IT エンジニアの雇用割合でも大きな差があるのが現状であると指摘している。このような現状を踏まえ、三輪論文は金融庁の取組みとして、「①銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備し、② IT 分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援態勢を整備、③企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進、④海外当局との間におけるフィンテックに係わる協力枠組みの構築等の国際的なネットワークの強化」などについて紹介している。

築田論文 (「フィンテック時代の金融サービス産業—イノベーションと新たな競争戦略—」『大銀協フォーラム研究助成論文集』22号 2018年2月) は、フィンテックに対するイギリス、シンガポール政府の取組みについて述べている。築田論文によると、イギリスでは、2014年から開始した金融行為規制機構による Project Innovate が中心であり、「金融分野における破壊的イノベーションを通じた競争促進と競争力の強化を目的」としており、シンガポールでは、2014年11月にシェンロン首相により打ち出されたスマート国家構想でフィンテック分野のイノベーションを後押しすることが述べられており、シンガポール金融管理局は2015年よりフィンテックスタートアップ企業のエコシステム構築を支援している。さらに「毎年のようにシンガポールでフィンテック関連国際

イベントを開催し、世界中にシンガポールのフィンテック企業を紹介するとともに投資の呼び込み活動もしている。

日本においても、金融とITとの融合の重要性と将来的な可能性を見据え、金融庁は2015年12月に「FinTechサポートデスク」を設置し、2017年9月には、「FinTech実証実験ハブ」を設置している。日本銀行も2016年4月に決済機構局にフィンテックセンターを新設している。また、2017年には銀行法が改正され、銀行のAPI（Application Programming Interface）の利用が可能となり、アプリ利用者が許可すれば、銀行振り込みを外部アプリから行うことや会計ソフト、家計ソフトなどのアプリが銀行取引明細を取り出すことが可能となった。みずほ銀行がスマホを通じて自分の銀行口座から「SUICA」にチャージできるサービスなどはこの法律の改正によって可能となった。

ITの急速な発展により、ITと金融とが結びついたフィンテックはこれからも多くのビジネスチャンスをもたらすだけでなく、ビジネスのあり方自体、業界の区分も大きく変えていくだろう。各国政府も様々な実証実験等に対し支援を行い、フィンテックの発展を後押ししている。

一方、三輪論文でも指摘しているように、業界間での垣根が低くなっている中、「楽天は銀行を作ることができるが銀行は楽天を作ることができない」といわれるように、日本では業界ごとで規制、ルールが異なっている。政府として統一したルールを作らなければ健全な競争が行えないかもしれない。それ以外にもプライバシー保護の問題、セキュリティの問題もある。今後、日本はフィンテックの発展のためにこれらの諸問題にどう対応していくか注目したい。

【Reference Review 64-1 号の研究動向・全分野から】

観光まちづくり

人間福祉学部准教授 大熊 省三

近年、地域を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化や大都市への一極集中が本格的に進行する中で、「衰退」という厳しい現状にある。2018年6月15日に閣議決定された、「未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」では、観光施策に関して、①観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に ②観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に ③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に、と記されている。日本創生、地域再生という視点から、観光まちづくりは地域経済の活性化や雇用機会の創出、地域の人の意識改革を図る切り札として重要な役割を担っている。観光立国、地域活性化戦略は、わが国の喫緊の課題である。

一方、2017年には訪日外国人旅行者数が2869万人となり、その消費額も4.4兆円に達している。いわゆる、インバウンド観光促進政策は大成功を

している。このため、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、訪日外国人旅行者数、2020年目標は4000万人。2030年は6000万人という新たな目標に向かって進んでいる。2014年には、ちょうど半分が目標とされていた。（2014年目標：2020年2000万人、2030年3000万人）

このような背景の基、人口減少、少子高齢化に悩む地方の都市にとって、インバウンドを含む観光による国内外の交流人口の拡大や、文化財、伝統芸能、文化遺産等の活用は、まちづくり、地域活性化のための有効な手段となりうる。

こういった、「観光まちづくり」への取り組みが、日本全国の市町村レベルで研究され、実践されていくことが指摘されていると同時に、学術的にも事例の紹介だけではなく、深耕する必要がある。

西田安慶「観光まちづくりによる地域創生」『税

務通信 2018.04』では、まちづくり、地域活性化事業で有名な、滋賀県長浜市の黒壁と大分県日田市の文化遺産を観光資源として活用した事例を通して、「観光まちづくり」について論じている。

長浜市の取り組みは、1900年に百三十銀行長浜支店として建設された、外壁が黒漆喰で塗られた、黒壁銀行の保存を第三セクター方式で残そうと長浜市と民間8社が1億3000万円を出資して、1980年に株式会社黒壁を設立した。その設立メンバーがヨーロッパに行き、ガラスでまちおこしをすることを事業決定した。その後は、多くのマスコミで紹介され、学術的にも研究対象とされてきた。「黒壁ガラス館」やミュージアム、ガラス工房、レストラン、カフェが並んだ「黒壁スクエア」は、2016年度の推定来街者数が、191万人で、直営店の年商は6億2000万円である。豊臣秀吉に因んだ「曳山まつり」等も観光まちづくりの推進力となっている。

日田市の取り組みは、1976年に「日田の明日を考える会」が15人のメンバーにより設立され、豆田町の歴史ある町並みを活かした観光まちづくりに着手した。江戸時代に天領地日田として栄えた豆田町を中心に、「日田天領まつり」「千年明かり」を毎年11月に開催し、2016年の来街者数は併せて約10万人になった。「天領日田おひなまつり」2017年の来街者数は約13万5千人、「日田川開き観光祭」2017年の来街者数は約12万1千人であった。また、国指定史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」、「咸宜園」や国指定重要文化財「草野本家」、「長福寺本堂」等の、文化遺産を観光資源として活用し、観光まちづくりを推進している。

西田(2018)は2つの地域活性化事例から、①地域資源の発掘、②地域ブランドの創出、③歴史的文化的文化遺産の活用、④組織づくり、⑤住民が主役、⑥起業家精神が、観光まちづくりには必要である

と論じている。

有名な2つの活性化事業事例調査から「観光まちづくり」の成功要因と必要性が述べられている論文であるが、事例数を考えると前述したように、調査研究を深耕する必要性を感じる。これまで多くの「観光まちづくり」の研究は、数件の事例、多くても数十件の事例から論じられたものだからである。またその事例は、この研究分野では有名になっている地域（お年寄りの原宿巣鴨地蔵通り商店街、烏山駅前商店街のスタンプ事業、長浜の黒壁、等）の現地訪問調査、インタビューから構成されているものが多いという課題を指摘しておく。一人の研究者が同時期に現地訪問調査するには物理的な制約があるのは当然で、多くても数十件の同時期に実施された、事例研究にとどまっているのが現状である。

まちづくり、地域商業活性化事業の実証研究においては、「商業・まちづくり組織の誕生・生成・発展－活性化事業の形成プロセスと「新しい組織」－」『21世紀中小企業の実証過程－学習・連携・承継・革新－』（2012）で、全国13,300の地域商業にアンケート調査を実施して、391事例の推薦を受け、取り組み内容の調査を行った結果、十分に効果があり、継続性のある活性化事例の選定を行い158事例について比較分析、タクソノミーの構築、28事例の現地調査が行われ、同時期に実施された活性化事業の形成プロセス、組織づくり、ネットワークングが論じられている。

「観光まちづくり」の研究において、一人の研究者が、同時期に実施される事例調査、研究をするには、物理的な制約から限界はあるが、近い将来、数多くの事例調査による形成プロセスやタクソノミーの構築、組織づくり、ネットワークングが解明されることを期待したい。

【Reference Review 64-2 号の研究動向・全分野から】

陶磁器産業の史的研究

商学部教授 木山 実

陶磁器というと食器類を想像される方が多いと思うが、食器以外にも衛生陶器、タイル、瓦、ノベルティ、あるいは電力業で不可欠の絶縁体である碍子などがあり、日常生活では不可欠な存在である。このように幅広い製品群を有する陶磁器産業の経済史・経営史分野で近年精力的に研究を進めている研究者としては宮地英敏氏（九州大）、大森一宏氏（駿河台大）、山田雄久氏（近畿大）などがあげられよう。2018年においても宮地氏と大森氏が陶磁器業の論考を発表されているので、紹介させていただこう。

宮地英敏「会津製碍子の官需への採用についての一考察」（九州大『エネルギー史研究』33号）は、会津本郷焼が明治中期に有田焼にかわって通信省や陸軍というような国家機関からの注文、すなわち官需を獲得できた要因を探ったものである。本郷焼碍子の通信省への納入については、会津出身で陸軍少将にまで昇進し貴族院議員になった山川浩（東京帝国大学や九州帝国大学の総長を歴任した山川健次郎の兄）による働きかけが従来クローズアップされる傾向であったが、宮地氏は脇役的存在であった飯沼貞雄に焦点を当てている。この飯沼も会津出身、しかも白虎隊の生き残りである。まず工部省で官途に就いた飯沼は、明治期半ばには通信省工務局第一課長にまで昇進しており、同郷の山川浩と連携しながら郷里の本郷焼碍子の通信省納入を成功させる。その後、飯沼は1894年6月まで1年半、東京電信建築署で勤務したが、そこでの働きを受け、日清戦争勃発直前に広島大本営に呼ばれ、さらに戦地となる朝鮮半島に渡って電線架設に携わった。飯沼は資材選定で発言力を有する地位に就いており、会津本郷焼の官需への採用には、この飯沼貞雄の働きかけが影響していたと宮地氏はみる。逆賊の汚名を着せられた会津人の悲哀については今さら説明するまでもないだろうが、山川や飯沼らが汚名を晴らさんと国家に

忠誠を尽くす中、明治期の陶磁器業界も影響を受けていたことが分かり非常に興味深い。同稿は本郷焼碍子が官需に採用された背景として、飯沼貞雄にまつわる人的ネットワークの側面以外に、2つの経済合理的な側面も指摘している。すなわち他産地で普通なされる素焼工程がなされなかったこと、また労賃コストが他産地に比してはるかに低廉であったことにより会津本郷焼は価格競争力を持っていたという。宮地氏は碍子のもつ「定期的に破損することを前提とし、定期的に買い替え」を要するという製品特性を強調した上で、最後に近年の日本製品にまつわる「ものづくり」神話への疑念を提示する。すなわち日本の職人による「ものづくり」といえば、永く愛用できる高級品生産を思い描きがちであるが、本郷焼でみられたような必要最小限の水準を満たしているだけの製品の薄利多売もまた、日本の「ものづくり」の一側面であったとしているのである。同稿は宮地氏のこれまでの陶磁器研究に関する豊富な知見が盛り込まれた興味深い論考であると感じた。

大森一宏「高度経済成長期におけるモザイクタイル製造業の発展」（『駿河台経済論集』第27巻第2号）は、陶磁器の中でも高度経済成長期に特に成長の著しかったモザイクタイルについて、その生産や輸出の動向を分析し、成長要因を考察したものである。モザイクタイルとは建築物の壁や床敷に使用される6cm角未満の比較的小さなタイル、あるいはモザイク模様を作るのに適した小型タイルを含む50cm²以下のタイルのことを指すが、戦後の陶磁器業界では食器類に替わってタイル、特にモザイクタイルの生産量が著しく伸びた。タイルの生産額に占めるモザイクタイルのそれは、1960年代には4割以上を占めた。そして高度成長期にはモザイクタイルは4割から5割弱が輸出されたが、その最大の輸出先はアメリカであった。日本製モザイクタイルはアメリカで価格競争力を

武器に、アメリカ製、あるいはその他諸国の製品のシェアを奪い、アメリカ市場の過半を占める驚異的な成長をみせたのであった。日本製モザイクタイルの輸出を担ったのは、三菱商事、三井物産、伊藤忠商事などの大手商社、あるいは伊奈製陶などの大規模メーカーであった。このようなモザイクタイルは日本のどこで生産されたのか。1952年にはタイルの最大の生産地は全国タイル生産の6割以上を占めた愛知県であり、モザイクタイルの主要産地は同県の瀬戸と常滑であった。しかし1973年には岐阜県がタイル生産県首位に躍り出る。岐阜でのタイル生産の発展を牽引したのは釉掛モザイクタイルであり、その中心的生産地は笠原であった。高度経済成長開始前後の笠原では、茶碗業界の過当競争から脱して、食器からモザイクタイルへ転換する業者が相次いだ。これは多額資本がなくとも参入が可能という釉掛モザイクタイル生産の特性に起因するものだが、高度成長期には笠原は紙張り加工分野の業者も含めて100を超える生産者が集まるモザイクタイル産地となったのであった。モザイクタイル生産における最大の技術革新はトンネル窯の導入であり、笠原のような主要産地にトンネル窯を供給したのは、高砂工業のような築炉メーカーであった。しかし技術革新にともなう生産能力の拡大は過当競争や取引の混乱、さらには製品価格暴落を引き起こしかねない。またアメリカへのモザイクタイル輸出の著しい伸びは、1961年にアメリカで関税引き上げ運

動を引き起こし、そのため60年代後半には対米輸出の比率は低下し、代わって西ドイツ向けが伸びをみせる。このような状況に対応するべく、業界では60年に輸出モザイクタイル協議会、63年には全国モザイルタイル工業組合、64年には生産者の共同出資によって全国モザイルタイル輸出振興株式会社が設立された。輸出増加によって引き起こされた貿易摩擦を緩和し、輸出環境を整えるために同業者組織の結成が進んだという¹⁾。

冒頭で述べたように、大森一宏氏は陶磁器産業史の代表的研究者の一人であるが、中西聡氏（慶應義塾大）を代表者とする科研費グループの中で、大森氏をリーダーとして「日本陶磁器業の戦前・戦後」と題するパネル報告が2019年秋開催の経営史学会大会（於、慶應義塾大）で組織され、藤田幸敏氏（愛知学泉大）と私は大森氏のもと研究報告を行った。私は陶磁器産業については全くの門外漢であったが、大森氏からアドバイスを頂戴し、上の大森論文で名があがった築炉メーカー高砂工業を中心に据えてトンネル窯について発表した。この発表のために、中西氏、大森氏、藤田氏らと何度か多治見や名古屋を訪れ、陶業関係者のもとに残された史料の調査を行ったが、特に高砂工業については、“知られざる大企業”の感があり、たいへん興味深かった。パネル報告の内容については、いずれ原稿の形で発表したいと考えている。

1) ここで紹介した宮地論文、大森論文はともにインターネットで閲覧できる。

【Reference Review 64-2 号の研究動向・全分野から】

地域創生の主役

経済学部教授 高林 喜久生

地方創生は政府の重要政策として位置づけられている。国の「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』『総合戦略（2017改訂版）』」では、第一の基本目標として「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」を掲げ、以下の4つのポイン

トを挙げている。

- (1) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取り組み
- (2) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

(3) 農林水産業の成長産業化

(4) 地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

本稿では、これらの4つのポイントをめぐる最近の論考を取り上げ、地域創生に向けての課題を検討することにしよう。

(1) の総合的取り組みに関連する論考として、鈴木孝男「地域経済の発展と観光の役割」(『国府台経済研究』千葉商科大学、第28号第1号、2018年3月)は、地域活性化において真に重要なことは、そこに住む住民が自らの問題として真剣に考え、行動することであり、この地域の問題を解決する力を持っているのは、その地域の住民において他はなく、そこに行政が少し後押しするだけで地域が変わり始めると強調する。また、分析対象は異なるが、家森信善・富村圭・尾島雅夫・朱彤「地方創生に関する地域金融の現状と課題－2017年・金融機関本部向け調査の概要報告－」(『経済経営研究』神戸大学、67号、2017年)では、地域金融の役割に注目し、全国の金融機関に対して「地域創生」に対する取り組みに対するアンケート調査を行い、地方創生に前向きに取り組みたい気持ちはすべての金融機関に共通するものの、現実的に前向きに取り組みができているところもあれば、そうでないところもあり、地方創生に積極的なのは預金量「3兆円以上」の大きな金融機関であると指摘する。地元の小規模金融機関が当事者として地方創生により積極的に関わることが望まれよう。

(2) の観光業強化に関する論考として、竹内英二「積極的な情報発信でインバウンドの獲得を－『インバウンドの受け入れに関するアンケート』から－」(『日本政策金融公庫調査月報』、No.116、2018年5月)は、日本政策金融公庫が行ったアンケートをもとに、インバウンドを受け入れていくための課題の一つとして「地域の知名度向上」を挙げ、それには地域の中小企業が単独で努力しても実現は困難であり、自治体や観光協会、商店街が連携して取り組んでいく必要があることを指摘する一方、他の企業や団体と連携して取り組んで

いる企業の割合は少なく、地方では地域が足並みをそろえて取り組んでいけるか否かがインバウンド誘致の鍵を握っていると強調する。また、箕浦之治・菊本舞「インバウンドによる地域活性化に関する研究－岐阜県大垣市及び西美濃地域の観光振興を事例として－」(『地域経済』岐阜経済大学、第37号、2018年3月)では、旅行者が日本人であれ、外国人であれ、観光交流を促進する基礎は受け入れる地域の側にあると強調し、キーワードとして「住民主役」「地域主導」「地域資源活用」「交流・体験・学習型」を挙げている。

(3) の農林水産業の成長産業化に関して、石井良一「農業の成長産業化への反転のシナリオ－滋賀県をケースに－」(『彦根論叢』滋賀大学、No.415、2018年2月)では、農業の成長産業化を図るためには大規模な法人経営体の育成を促すことが鍵を握ると指摘し、滋賀県をケースにその効果を試算している。農業は食料産業の礎であり、食料産業は今後製造業をしのぎ、地域の雇用を支える産業になることが期待され、自治体でも農政と商工労政の枠を超えて、農業の成長産業化に当たるべきと主張する。

(4) の地方での人材育成については、中村桂「地域人材はどこから生まれてくるのか－滋賀県の事例を中心に」(『彦根論叢』滋賀大学、No.415、2018年2月)が見逃せない。社会人や学生を対象とする自治体による地域人材育成プログラムは充実してきたが、地域人材育成の場合、一定の教育プログラムで単位を取得したり、資格を得たりしたこととその能力を獲得したかはまったく別のものであり、インフォーマルな場が実は地域人材育成の機能を果たすと指摘する。インフォーマルな場は、弱い紐帯の持つ強みの発揮や自由で創造的な発想につながるものが期待されるからである。

これらの論考に共通するのは、地方創生には多様な主体の連携が重要であるが、主役はあくまで「地域」「地域企業」「地域住民」であるということである。地方創生を実現させるためには、その地域が当事者意識を持って取り組む姿勢が不可欠といえる。

【Reference Review 64-3 号の研究動向・全分野から】

地域振興と大学

国際学部教授 宮田 由紀夫

学生諸君は関学での勉学に忙しく、「大学が何を求められ、何を行っているか」という「大学業界」の全体像を考えることはないと思う。ただ、ハンズオンラーニングなどで地域の問題に関わる経験したり、自治体への就職も含めて地域振興を仕事とすることもあろう。今回は、地域振興と大学との関係に関する論文を紹介する。

寺岡寛「地域政策としての『イノベーション』政策」(『商工金融』2018年7月号)は、日本におけるイノベーション促進と地域振興の政策について分析している。アメリカでもハイテク中小企業は少数で、多くの起業はローテク第3次産業でおきている。中小企業が新技術開発と新市場開拓の両方を達成し、下請型から独立型になることは難しい。

日本では中小企業の大学等研究機関へのアクセスは過去30年間、促進されてきたとはいえまだまだ容易ではない。仮に中小企業が(珍しいことだが)明確なイノベーション戦略を持っていても地元の大学がシーズを持っているとは限らない。一方、大学からのシーズを受ける企業側にそれを吸収し自社のニーズに合致させることができる人材がいるとも限らない。大学の産学連携担当者は大企業出身者が多く中小企業との連携事業については経験に乏しい。さらに、オープンイノベーションはしばしば企業や地域の範囲を超えておきている。これらの問題点から、大学を核とした地域振興のためには既存の公設試験研究機関を無視せず連携を強化して仲介役となる人材の育成を地道に務めるべきだと主張している。

近藤章夫「イノベーションシステムとしての東京大都市圏に関する一考察」(『経済志林(法政大学経済学部学会)』(第85巻、第2号)によれば、これまでの同一産業による集積でなく、異なる業種・企業群が集まり多様な人材を吸引することは、大都市が今日持つイノベーションへの貢献で

ある。1959年に都市圏、1964年に近畿圏を対象に制定された「工場等立地法」は原則1000平米以上の工場や大学の施設・増設を制限した。1983年の「テクノポリス法」でも支援対象となった地域は全国26ヶ所あったが関東圏は1つだけであった。このような地域格差を是正するため大都市の成長を抑制する政策誘導の結果、都心部では管理・販売機能を中心とした「文系」、郊外では研究開発機能を軸とした「理系」と分離してしまったことはイノベーション創出にとっては不幸なことであった。

「工場立地法」は2002年に廃止されたが、本来の理想である地方の振興がなかなかうまくいかない中で、地域格差を是正するため東京一極集中にブレーキをかけるべきか、グローバルな競争のためには東京の活力をさらに高めるべきか、は難しい問題である。

一方、地元以外ではあまり知られていないことだが、高橋寛人「少子化の中で増える公立大学一意義とジレンマ」(『地域開発』2018年、春号)によれば、2009年度から18年度の間で11の地方私立大学が公立大学化している。大学は市場原理を導入して企業のようにあるべきだと言われているが、実は公営化という逆のことが起きているのである。

地域振興のため自治体が補助金も出して誘致した私立大学が定員割れを起し存続の危機に陥った結果、本格的に税金を投入することには議会で議論もあったが自治体が直接運営せざるを得なくなったケースが多い。公立大学には地元から学生が集まり地元で就職してくれることが望ましいが、遠方から学生が集まらない大学というのは質が悪いことの証でもある。研究も教育もあまり地域限定にしまうと質が向上できず結果として地域への貢献もできなくなってしまうことが指摘されている。

増田寛也「地方大学と地域の活性化について」（『地域開発』2018年、春号）は「工場立地法」廃止後、東京への学生の流入が加速したので、東京23区内の大学の定員の抑制は必要悪であったが、同時に地方の大学が「総花主義」「平均点主義」を止め地方の産業構造の変化に応じた学部・学科編成を行うことを提案している。

しかし、これには評者はやや批判的である。将来の人材の需要予測は不確実である。IT技術者が不足していても、今の中学生が就職する20年後にどうなっているかは正確には予測できない。IT技術者が不足して賃金が上がれば企業は資本で代替するので労働者の不足は必ずしも永続しないのである。したがって、大学はやはり汎用的な能力、一生学び続けることを可能にする知的好奇心の醸成に努めるべきと考える。大学が教育・研究を地域のニーズに絞り込むことについて、高橋論文と増田論文を読み比べていただきたい。

上記の論文以外でも『地域開発』春号には、地方の大学の地域との連携の具体的な取り組みとして、松本大学、島根大学、千葉大学、金沢工科大学、福知山公立大学の事例についての論文が掲載され

ているので参考にして欲しい。

最後に小野博「地方におけるグローバル人材の育成と輩出の方策」（『地方開発』2018年春号）では、グローバル化した今日では海外進出する企業だけがグローバル人材が必要なのでなく、地方においても外国人とのコミュニケーション能力を持った人材が重要であり地方大学もグローバル人材の大量輩出を求められていると指摘している。その上で、英語力の前にコミュニケーション能力の醸成が重要なので演劇を経験する「ドラマメソッド」を導入したり、日本に來ている留学生と触れることで異文化対応力を向上させる試みを紹介している。

興味深いことに従前から「日本語は学力」「英語は努力」と言われてきたが、小野によれば日本語力の高い学生は必ずしも英語力が高いとは限らないが、英語力の高い（英検2級以上の）学生は日本語力も高かったということである。国語（日本語）ができる（語学のセンスはある）のに英語の成績が悪いというのは英単語を覚えていないなどやはり努力が足りないのである。該当する学生諸君は奮起していただきたい。

【Reference Review 64-3号の研究動向・全分野から】

金融資産の高齢化

経済学部准教授 秋吉 史夫

近年日本人の平均寿命は伸び続け、「人生100年時代」の到来が現実のものになりつつある。また同時に進行している少子化により、日本は急速な高齢化に直面している。2017年における日本の人口の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は27.7%であるが、2065年には38.4%となり、2.6人に1人は65歳以上となることが予測されている（内閣府「平成30年版高齢社会白書」）。

人口の高齢化にともない高齢者が保有する金融資産も増大することが予測されている。みずほ総合研究所の試算（2018年1月31日付レポート「高齢社会と金融」）によれば、2035年には70歳以上

の高齢者による金融資産の保有は全体の約4割に達するとされている。このような高齢者による金融資産保有の増大現象は「金融資産の高齢化」と呼ばれ、それへの対応が重要な政策課題となってきている（金融庁「平成29年事務年度金融行政方針」）。

日本で「金融資産の高齢化」が進む背景には、高齢者による貯蓄取り崩しが経済学の標準的な理論であるライフサイクル仮説（人々は、退職前は老後に備えて所得の一部を貯蓄に回し、退職後は貯蓄を取り崩して生活する）が想定するペースよりもゆっくりであることがある。その原因として、

①遺産動機（高齢者が子孫に遺産を遺したいと考えるために貯蓄の取り崩しを控える）、②予備的貯蓄動機（高齢者が生活における不測の支出に備えるために貯蓄の取り崩しを控える）という2つの動機が存在が指摘されている。比嘉一仁「我が国の高齢者世帯の貯蓄取崩し行動」（『Economic & social research』21号）は、この問題に関する最新の研究の一つである Murata (2018) の研究結果「日本の高齢者の貯蓄取り崩しについては、遺産動機の方が重要である」について詳細な解説を行っている。

駒村康平・渡辺久里子「75才以上高齢者の金融資産残高と資産選択について—資産の高齢化への対応—」（『統計』2018年8月号）は、急速に進む「金融資産の高齢化」にともなって発生する様々な問題について論じている。その一つとして、「金融資産の管理・運用能力は50代前半がピークであり、その後は低下していく」という米国の研究結果（Agarwal et al., 2009）を紹介し、高齢者の認知能力の低下が金融資産の管理・運用能力に与える影響を指摘している。確かに、このような加齢にともなう金融資産の管理・運用能力の低下は、高齢者に予期せぬ大きな損失をもたらす可能性がある。高齢投資家の保護は、「金融資産の高齢化」時代において対処すべき重要な問題になると考え

られる。

高齢者の金融資産の管理・運用能力の低下という問題について、三宅恒治「超高齢社会における金融のあり方」（『地銀協月報』2018年6月号）は、2つの対応策を提案している。1つ目は、高齢者が年齢とともに金融資産の運用・管理能力が低下するのに合わせて自動的にリスクの低い運用にシフトできるような仕組みをもった金融商品（ターゲットデイトファンドやファンドラップなど）の利用である。2つ目は、高齢者の金融資産を金融機関が預かり元本保証で運用する信託商品の利用である。高齢者本人に代わって金融機関が金融資産を管理することによって、高齢者の認知能力低下によって生じる様々なトラブル（資金の使い過ぎ、詐欺被害など）を防止することが可能になる。また信託商品は資産承継や相続を円滑に進める機能も有しており、高齢者の子孫に遺産を遺したいというニーズにも応えることができるとしている。

「金融資産の高齢化」への対応は日本にとって重要な政策課題であるにも関わらず、その研究は始まったばかりである。医学と連携して高齢者の投資行動を研究する「ファイナンシャル・ジェロントロジー（Financial Gerontology: 金融老年学）」の今後の進展に期待したい。

【Reference Review 64-4 号の研究動向・全分野から】

米中貿易摩擦と覇権争い

商学部教授 広瀬 憲三

トランプ政権誕生後、アメリカと中国との間で貿易交渉が活発になっている。米中間の貿易収支は長くアメリカの赤字が続いているが、今なぜこのように過熱しているのだろうか。この問題を考えるとき、単なるアメリカの貿易赤字、アメリカ国内の雇用の拡大ではなく、急速に技術力を向上させている中国とアメリカとの技術をめぐる争い、また世界の貿易システムをどのように構築するか米中の争いという視点も重要となってくる。

る。

世界貿易に占める中国の輸出シェアは2000年の3.9%から2006年にはアメリカを、2009年にはドイツを抜き、2017年には13.0%へと、輸入シェアは2000年の3.4%から2003年には日本を、2009年にはドイツを抜き、2017年には10.3%へと急速に拡大している。かつて輸出・輸入で世界シェアの1位となっていたアメリカは、輸出においては中国にその座を明け渡して久しい。

そのような中、アメリカのトランプ政権はアメリカ第一主義を唱え、NAFTAでは強気の政策でアメリカに有利な改正を行い、アメリカ国内の雇用の拡大などを目指している。アメリカにとって中国はNAFTAに次ぐ輸入国であり、その貿易赤字は、2017年で3752億ドルの赤字で、アメリカの貿易赤字全体7962億ドルの半分近くを占めている。

アメリカ政府は、中国からの輸入増の背景として、中国の政府支援を背景とした国営企業による海外進出、鉄鋼やアルミニウムの過剰生産、中国政府による人民元レートの規制があり、米国から中国への輸出に関しては、中国の閉鎖的な市場や商慣行、知的財産権の侵害、中国に進出している米国企業に対する技術移転を強要するなど、公正な貿易ができないことへのいら立ちだともいわれる。アメリカにとっては、中国は政治制度が異なるため、中国企業はアメリカ企業を容易に買収できるが、アメリカ企業は中国企業を容易に買収できないなど中国企業は資金調達や許認可、税制面で中国政府から優遇を受けている、アメリカ企業が中国に進出する場合、技術移転を強要される、知的財産保護のために中国での研究開発や生産等を制限せざるを得ないなどの要因が貿易赤字につながっていると考えているのであろう。自由で公正な中で経済競争と貿易を求めるアメリカに対し、中国政府は自国企業への優遇、外国企業への規制を行い、対外貿易についてのみ自由な貿易を求めているという主張かもしれない。坂本正弘論文（「米中通商戦争と覇権」『国際金融』1313号2018.10）、週刊東洋経済「リーマンショック10年：今そこにあるリスク 第1回—ドル vs. 人民元 経済覇権争う米中—」（6811号2018.9）は米中の覇権争いについて詳細に述べている。

一方、中国は改革開放政策により世界の工場として成長を続ける段階から政府主導のもと外国の技術を積極的に吸収する政策をとり、技術力を高めてきている。GDPで見ると世界第2位となり先進諸国に比べ高い成長を続けている。急速な成長のためアメリカなど先進諸国に頼らなければならない技術も多くあり、中国にとっては先進国を目指すためにはさらに技術を独自に開発する能力が

求められる。

中国は2015年、建国100年を迎える2049年に「世界の製造強国の先頭グループ入り」を目指す長期戦略のもと2025年までに「世界の製造強国の仲間入り」を目標とした「中国製造2025」を掲げた。重点10分野の目標の中で例えば、次世代通信規格「5G」のカギを握る移動通信システム設備では2025年に中国市場で80%、世界市場で40%、産業用ロボットでは「自主ブランドの市場占有率」を2025年に70%とすることを目標としている。現在、中国製造業が集積回路、半導体など重要分野で外国に依存する程度が大きいことがあり、中国国内で高度な部品も製造できる技術を持つことを目指していることがその背景にある。

米中貿易摩擦の背景には中国の技術力の急速な向上がある。青木崇論文（「米中の貿易摩擦問題の背景にある中国技術の技術力向上」『日経研月報』483号2018.9）は、中国企業がIoT時代に通信関連を中心に技術力が向上している点を、IoT国際競争力指標の上昇、中国の技術契約市場の拡大、国際的な特許の急速な拡大の3つの観点で分析している。青木論文によると、IoT国際競争力指標では、アメリカ、日本について3位であるが、ここ数年で急速に拡大しており、技術契約市場でも、2016年には1兆元を超え、10年前の6倍に拡大しており、例えば電子情報（IT関連）の技術契約金額は2013から3年で1.7倍に拡大、特許出願件数でも、2017年の世界5大特許庁への出願件数は、中国は約138万件と2位のアメリカの61万件の2倍以上となっており、このような中国の技術力の向上が米中貿易摩擦の背景となっていると主張する。

一方、中国政府は世界貿易システムについても模索している。沈銘輝・孔大鵬論文（「トランプ政権成立後の中国のFTA戦略」『ERINA REPORT PLUS』144巻2018.10）はトランプ政権後の米中貿易交渉の中での中国の世界に向けた貿易戦略であるFTAの状況、一帯一路政策について述べている。沈・孔論文では、トランプ政権が保護主義的な行動をとるのに対し、中国は投資、競争、知的財産権、環境政策、電子商取引などの次世代の貿易問題を取り入れたFTA交渉を進めて、「一帯一

路」を締結した国々との間での経済協力を推し進めていると主張している。これは、中国政府が考える中国が主導権をとって世界貿易システムを構築しようという考えかもしれない。

今問題となっている米中の貿易戦争は、単なる中国の対米貿易黒字削減の問題ではなく、世界経済の中でのアメリカの覇権が中国へと移っていくのか、アメリカが覇権を持ち続けるのかをめぐる米中の争いともいえる。確実に技術力を向上し、中国を中心とした世界貿易システムを構築しよう

としている中国に対して、トランプ政権はどのような中長期の技術戦略、貿易戦略を構築するのだろうか。技術的にアメリカに追いついてくる中国に対して、アメリカはどのような技術戦略で対抗するのか、またそのような技術戦略のもとでどのような世界貿易システムを構築しようとするのか。日本、EUはアメリカ、中国の技術戦略、世界貿易システムに対してどう対応していくのか。重要な選択が求められるであろう。

【Reference Review 64-4 号の研究動向・全分野から】

金融危機を防ぐために

総合政策学部教授 朴 勝俊

米国発金融危機から10年以上が、またEUの政府債務危機・銀行危機から8年以上が経過した。金融危機の再発を防ぐために、また再発したとしてもその影響を最小限にするために、すでに様々な措置が検討され、実施されてきた。本稿では、その全体像を見渡す手助けとなる論文を3つ紹介したい。

金融機関の連鎖的な破綻を引き起こすシステムリスクを防ぐために、マクロプルーデンス政策と称される一連の規制がある。危機発生国である米国では、オバマ政権のもとで金融規制改革法（ドッド・フランク法）が2010年に導入された。若園（2018）「トランプ時代の米国金融規制」は、この法律に含まれるマクロプルーデンス政策の内容（システムリスクの監視・予測を担う機関の設立や、システム上重要な金融機関の規制など）を紹介した上で、この法律をめぐるオバマ政権と議会共和党との攻防と、トランプ政権下での一部改正に至った経緯を詳しく説明している。その結論は、トランプが規制を骨抜きにしたというイメージに反して、法改正は共和党と民主党の歩み寄りによる現実的な対応であったとするものである。金融危機後、急遽策定されたこの法律には、十分な議論を踏まえずに策定された条項も複

数あり、それらが見直されたことが肯定的に評価されている。

日本では、銀行法・保険業法・金融商品取引法（証券業）といった別個の法律で、業態別の金融規制が行われてきた。しかし現在では、コンビニ・チェーンが傘下に銀行業を営み、IT企業なども様々な金融サービスを提供するなど、大きな状況変化のなかで、規制のあり方の再検討が求められていた。金融財政事情（2018）では、昨年6月19日に公表された金融制度スタディ・グループの「中間整理」の内容が、金融庁の担当者らの寄稿によって分かりやすく説明されている。旧来の業態別の規制から、決済・資金供与・資産運用・リスク移転といった機能別に業態横断的な規制を行う体制への転換と、同一の機能・同一のリスクには同一のルールという原則の確保が「中間整理」の内容であり、今後このような方向で規制改革が行われる可能性がある。

欧州連合（EU）のユーロ圏はある意味で、最も金融制度が脆弱な地域である。通常、民間銀行にとっては国債がもっとも安全な資産である。基本的に、通貨発行権を持つ政府が自国通貨建てで発行した国債が、（その政府の意志に反して）債務不履行（デフォルト）になることはないためであ

る。しかし、通貨発行権を欧州中央銀行（ECB）に委譲したユーロ加盟国が発行する国債は（最も健全とされるドイツ国債でさえ）、事実上の外貨建てであり、財政状況が大幅に悪化すれば債務不履行を免れない。その国債が価値を失えば、それを多く保有する民間銀行の財務状況が悪化し、最悪の場合には債務超過となりかねないが、銀行を政府が救済すると財政状況がさらに悪化する。つまりユーロ圏では、政府の財政危機と金融危機の負の連鎖が起こる可能性が無視できないのである。金子（2018）は、そのような事態を防ぐためのEU銀行同盟の構築に向けた取り組みを紹介したものである。銀行同盟は、銀行のリスク軽減のための規制、破綻処理メカニズム、共通の預金保険などからなる。欧州の銀行同盟は、加盟国間の

経済的・政治的な利害の不一致のために順調に発展してきたわけではなく、「時々社会・政治情勢に大きく翻弄されながら、一進一退を繰り返してきた」ことが、そしてまだまだ道半ばであることがよく分かる。

<文献>

- 金子寿太郎（2018）「EU銀行同盟の関西に向けた新たな展開」『世界経済評論』62巻6号、pp.60-70
週刊金融財政事情（2018）「特集 金融規制のホーバーホール」『週刊金融財政事情』69巻32号、pp.11-29
若園智明（2018）「トランプ時代の米国金融規制—マクロプルーデンスを巡る議論—」『証券経済研究』第103号、pp.1-19

【Reference Review 64-5号の研究動向・全分野から】

**Brian Bell, Anna Bindler and Stephen Machin (2018),
“Crimes Scars: Recessions and the making of criminals”,
Review of Economics & Statistics, 100(3): 392-404.**

産業研究所准教授 アンナ・シュラーデ

Recessions have a long-lasting effect not only on the economy, but also on society. Studies have highlighted recessions' impacts on topics as diverse as fertility, divorce rates, domestic violence incidents, health, happiness and workers' long-term wages and career paths.

The most common tenor of such studies is that due to economic instability and lower salaries, people postpone both child-birth and divorce (as both events have negative financial impacts), have worse mental and physical health (both self-reported and measured), and commit more violent acts within the family. The majority of research analyses the economic effects of recessions on individual workers, pointing out that economic downturns have detrimental effects on income and career progressions – in many cases, not only during the recession itself, but over decades.

Most scholars, such as Bianchi (2013) who analysed the effects of the Great Depression (2007-2009) on the new labour force in the US, thereby predominantly focus on the job prospects and economic well-being of university graduates. The impact of recessions on people with lower educational achievements – students leaving school during or after high school – is a subject that has received scant attention. The recent study by Brian Bell, Anna Bindler and Stephen Machin is an exception, as it focuses exclusively on young students who leave (high) school during a recession. They argue that recessions lead to the “making of career criminals”, as the title of their 2018 paper suggests. Highlighting that such people are “significantly more likely to lead a life of crime” than their peers with equal qualifications entering the labour market during economic growth periods, they reveal that even short-lived recessions can

have far-reaching effects on young people. This making of “career criminals” who find it hard to return to legal economic activities even when recessions are over, is a serious problem and contradicts assumptions that recessions only have a short- or medium-term impact on crime rates.

The study by Bell et al. is highly interesting as it counters studies (e.g. Oreopoulos et al., 2012) that argue that the negative impact of recessions on career prospects and earnings fade after several years of work. As most career criminals have an “early entry” into illegal activities during their youth, it is important to reduce young school leavers’ propensity to engage in illegal behaviour at times when jobs are scarce and wages low, such as during recessions. Such counteraction to the making of young long-term criminals would not only have positive effects on society (such as less crime and higher public safety), but also on the economy (e.g. through lower costs related to incarceration and higher labour-force participation rates).

The empirical study by Bell et al. is convincing as it does not exclusively focus on the Great Recession in the US, but poses a longitudinal study of recessions between 1980 and 2010. Comparing the UK and the US, the authors are able to reveal similar patterns of criminal activity in both countries, which suggest that recessions could pose a widespread catalyst for young career criminals. However, focusing on just the UK and the US – two countries with liberal economic policies and relatively low social welfare – does not allow

for such a generalisation. For such an undertaking, it would be necessary to analyse the effects of economic downturns on criminal tendencies among high school leavers in countries with tighter social security nets and high levels of welfare, such as Scandinavian countries.

A further shortcoming of the study is that it focuses exclusively on men – without actually explicitly pointing out this gender selection. Whilst it is certainly the case that criminal activity among women is significantly lower than among men, it would be interesting to understand if young women display similar tendencies of becoming engaged in long-term illegal activities during recessions.

All in all, the paper is highly interesting regarding its content, convincingly argued and well-presented, and the authors employ a sound methodology. Highlighting the long-term economic and social cost of recessions in regard to the rise of illegal activities among youngsters, this paper reveals a need for political elites to come up with strategies to counteract the rise of “career criminals” among high school leavers entering the labour market during recessions.

Oreopoulos, P., von Wachter, T. and A. Heisz (2012), “Career Effects of Graduating in a Recession”, *American Economic Journal: Applied Economics*, 4(1): 1-29.

Bianchi, E.C. (2013), “The Bright Side of Bad Times: The Affective Advantages of Entering the Workforce in a Recession”, *Administrative Science Quarterly*, 58(4): 587-623.

【Reference Review 64-5 号の研究動向・全分野から】

高齢者の貧困問題と年金制度

経済学部教授 西村 智

はじめに

近年、高齢者の貧困化が進んでいる。生活保護基準を用いたある試算によると高齢者世帯の約3

分の1が貧困状態にある。とりわけ女性単独世帯の貧困率が高い(54%)。わが国には年金制度があるにもかかわらず、なぜ貧困高齢者が多いのだ

ろうか。それは、公的年金を中心とした高齢期の生活保障諸制度が、ナショナル・ミニマム（国民的最低限）として機能していないからである。今日の不安定雇用の拡大、生涯未婚率の上昇、寿命の伸長は、この先、さらに貧困高齢者を増加させるであろう。今、この問題に正面から取り組み、年金制度や社会保障制度の改革を行わなければ、将来的に生活保護制度に負荷がかかることになる。高齢者の生活保障は喫緊の課題なのである。

折しも2つの学術雑誌において、同テーマの特集が組まれたので紹介する。1つは、『年金と経済』Vol.37, No.3の特集「年金と貧困」。もう1つは、『社会政策』第10巻の小特集「ナショナル・ミニマム視点からみた高齢期の生活保障」である。前者は、年金を中心とした所得保障制度の現状と今後の課題をテーマに6つの論文から構成されている。政府統計のマイクロデータを用いて推計を行っているのが特徴である。一方、後者は3本の論文からなる。いずれも調査研究に基づきながら一人暮らし高齢者の生活実態を分析し、ナショナル・ミニマムが保障されているかについて考察している。

年金制度と生活保護制度

高齢者の暮らしを支える公的年金だが、生活保護制度や最低賃金法と異なり、これまでの年金改革にはナショナル・ミニマムの視点がなかった。事実、基礎年金は満額でも十分な水準ではなく、納付期間によってはさらに低額となるため、生活保護基準を下回るケースが当然のように生じる。また、それが容認されてきた（畠中亨「公的年金を中心とした高齢期ナショナル・ミニマムの検証」『社会政策』第10巻第2号, 82-92）。確かに、理念上、年金制度は、社会保険方式をとり、普遍的に受給可能である社会保障であるという意味で、ナショナル・ミニマムの理念とは相容れないかもしれない。しかし、実際問題として、これら2つの制度は密接に関連している。その証拠に、基礎

年金が十分でないために、高齢者の生活保護受給が増え続けている。一方、生活保護基準は、直近の全国消費実態調査に基づき検証されるので、年金の給付水準が低下するならば、それが高齢者の消費水準を引き下げ、結果的に生活保護の給付基準の引き下げにつながる可能性がある（駒村康平「総論 高齢者向け所得保障制度の課題—公的年金と生活保護を中心として—」『年金と経済』Vol.37, No.3, 3-11）。

2004年の年金改革は、少子高齢化が進む中でも年金制度が持続可能なものとなるよう給付水準を段階的に引き下げるマクロ経済スライドを導入した。稲垣は、マクロ経済スライドの影響をより強く受け、給付水準が大きく低下するのは基礎年金部分であり、これにより女性の貧困化が進むことを指摘している（稲垣誠「高齢女性の貧困化—第3号被保険者制度の財政影響」『年金と経済』Vol.37, No.3, 50-58）。私たちは、年金制度を持続可能なものにしなければならない一方で、高齢者層の貧困拡大も阻止しなければならない。果たしてこのパズルは解けるのだろうか。

求められる政策

解決策がないわけではない。稲垣（前掲）は、厚生年金の適用拡大（すなわち、2号被保険者を増やし、未納率の高い1号被保険者と年金財政に負担をかけている3号被保険者を減らすこと）により、年金財政を安定させ、さらに、高齢期の貧困リスクを下げるができるという。また、就労期間の長期化、公的年金の繰り下げ受給、私的年金（企業年金、個人年金など）の拡充などにより、貧困減少と持続可能な年金制度を両立させることもできる（駒村・前掲）。私的年金の拡充には、資産運用に必要な金融リテラシー教育がますます求められるであろう。

以上

【Reference Review 64-6 号の研究動向・全分野から】

資産運用サービスと投資信託

商学部教授 阿萬 弘行

家計・個人の資産運用のあり方に対しては、高齢化社会で対応すべき重要な経済問題として、近年多くの注目を集めている。政策的には、日本版少額投資非課税制度（NISA）が導入され、また、個人型確定拠出年金制度（iDeCo）もスタートしている。本稿では、これらを背景として、今後の資産運用サービスの在り方についてヒントを提供している、いくつかの最近の経済記事についてレビューする。

金融ジャーナル 2019 年 2 月号は、投資信託ビジネスと銀行業界の関わりについて、「新時代の投信窓販像」として、興味深い特集を組んでいる。その中で、内野論文（「投信ビジネスの販売体制は万全か」）では、家計による投信保有残高が、20 年前と比較すると大幅に伸びてきた一方で、銀行窓口販売は 2009 年のピーク時から伸び悩んでいる状況を指摘している。その理由の一つとして、銀行員の販売インセンティブが十分与えられていない可能性を指摘している。また、銀行と証券の相乗効果の発揮を、収益性向上の鍵の一つとして挙げている。他方で、顧客本位の業務運営が、金融庁によって強く求められている点も確認している。この現状において、販売側のインセンティブと顧客の満足度をどうバランスさせていくかが、金融業界が顧客の信頼を維持しながら、投信ビジネス拡大と両立させるための重要な要素であろう。

永沢論文（「投信窓販 20 年の変遷と今日的課題」）は、投信の銀行窓販拡大に貢献した毎月分配型ファンドについて、問題点を指摘している。理論的に、ファンドの資産価値は分配金流出の分だけ低下する、という点は極めて基礎的な金融リテラシーであり、分配金の多さは必ずしも投資家の利益にならないことはしばしば批判されている。他方で、この間、トータルリターンの通知義務化は、情報開示の上での進展の一つであることを述べて

いる。また、地域金融機関は、大手銀行グループと異なり、ファンドの供給・販売一貫体制をもっていない弱みについて指摘している。顧客目線と金融機関の収益性の双方から、運用会社と販売会社の一体化・分離のどちらにメリット・デメリットがあるか、今後一層議論されるべき課題であろう。森論文（「投信を取り巻く環境変化と課題」）では、投信市場の変遷を解説する中で、家計の長期・分散投資とは相容れないコンセプトとなりうるテーマ型投信の販売推奨を挙げている。他方で、長期投資のメリットと反する分配型投信は近年減少傾向にあり、また、積み立て型投信の顧客数増加という面から、改善の方向性を示唆している。小粥論文（「行政が試す金融業者の自主性」）によると、金融庁がルール・ベースから方向転換し、プリンシプル・ベースにもとづく政策運営を志向する中において、自由度の高い金融業者間の競争が、顧客本位のサービス充実につながるものが期待されている。その意味においては、筆者が指摘するように、批判のあった共通 KPI の導入についても、今後の改善へのプロセスとして考えれば、意義は十分大きい。具体的に、通常のリターンと比較対照するためのツールとして、ファンドの売買タイミングを考慮した「投資家リターン」の活用を挙げている。

岡田・山下論文（「米国の独立系ファイナンシャル・アドバイザーを巡る近年の動向」 野村資本市場クォーターリー 22 巻 3 号 2019 年）は、米国における独立系ファイナンシャル・アドバイザー（IFA）の状況について報告している。それによると、IFA には、ブローカー・ディーラーと登録投資顧問業者（RIA）の二つのタイプがあり、前者は売買委託手数料（コミッション）、RIA は残高フィーを報酬体系としている。日本では、金融機関による販売手数料目当ての回転売買推奨が永らく批判的となっており、今後の個人向け資産

管理サービスの方向性に対して示唆に富む内容となっている。特に、大手RIAは、企業体として多くの営業担当者と顧客を抱えている点、小規模のIFAにはインフラサービスを提供する会社（LPLファイナンシャルなど）が存在している点、それがフランチャイズチェーンを形成している点は興味深い。日本においても、IFAが既存金融機関と併存しうる存在となるためには、単にIFA業務サービスだけでなく、それをサポートする新たな民間部門が生まれることが重要であろう。

駒村論文（「加齢が金融市場に与える影響—Cognitive Agingの時代と金融ジェンロントロジーの可能性—」証券レビュー59巻1号2019年

1月）は、高齢化社会における資産運用に関する論考であり、近年注目集めるキーワードである「金融ジェンロントロジー」について解説している。それによると、この分野は、行動経済学の知見を応用できる範囲が広い。人間の意思決定は、熟慮した合理的判断と情動による判断に大きく分けられるが、加齢による認知能力の低下は、情動判断のバイアスを増幅する。たとえば、高齢者はリスクへの感受性が低下する傾向、資産管理能力が衰える傾向、金融リテラシーの低下、自信過剰バイアスの増加を、既存研究からの代表的事例として挙げている。この分野の学問的な発展の重要性を示唆している。

【Reference Review 64-6号の研究動向・全分野から】

エビデンス（Evidence）と経験（Experience）の融合に基づいた政策形成： 真の地方創生へ向けて

経済学部准教授 栗田 匡相

筆者は、産業研究所の共同研究プロジェクト「エビデンスと実践で紡ぐ関西の地域創生戦略」のプロジェクトリーダーとして様々な地方の課題解決に向けた研究を進めている。取り組んでいる課題は、障がい者や外国人、高齢者と共に生きる共生社会構築の制度設計や、地方中小企業の経営戦略の改善、アクティブ・ラーニングを通じた中学生の学習意欲の向上、インバウンド需要と商品開発を通じたまち作り戦略の制度設計、環境教育を通じた都市のブランディング、など多岐にわたる。これらは単なる研究ではなく、自治体や企業との共同研究というスタイルをとっており、実践活動を通じて収集した生データを用いて、定量的・統計的な分析を行い、それらの成果をまとめて戦略を練るという昨今流行のエビデンスベースの研究・実践プログラムとなっている。これらプロジェクトのおかげで、筆者は多様な産業、地域の人々とお目にかかる機会が格段に増え、象牙の塔に閉じこもっていたは見えなかった景色を沢山見させていただいた。そしてそのふれあいから見えてく

る地方の景色とは当たり前のことだが多様であった。

伊藤（2019）では地域復興の担い手となる主体形成において、これまで地方自治体から「予算をまわしてもらう存在」として画一的に位置づけられることが多かった地方企業の多様な在り方を北海道、新潟、愛媛、和歌山などでのインタビュー調査から紹介している。地方の中小企業といえども、営利的・企業的な側面を重視しつつ社会活動を行っている企業から、労働統合型社会的企業とも呼ばれる社会福祉政策的側面の強い企業まで多様であるが、比較的共通していた点は、過度に行政へ依存することなく、自らの力で商品開発や販路開拓を行っていた点であり、業種を問わずバランス感覚と開発力に長けた企業が地域復興の担い手として活躍している事実が浮かび上がってくる。

こうした企業を巻き込んで、東京一極集中の打開と日本全体の活力を上げたい地方創生の取り組みは2020年度より第2期に入る。4つある主目標

のうちの1つが「地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす」だが、この中には「海外から稼ぐ」地方創生、というサブ目標がある。海外観光客の急増に併せた日本版DMO (Destination Marketing/Management Organization) の設立など、オリンピックなどのイベントを控えた日本では、観光を通じたまちづくり、という標語は極めてウケのよいものになっている。十代田 (2018) によれば、観光のスタイルは大きく分ければマス・ツーリズムとオルタナティブ・ツーリズムに大別される。オルタナティブ・ツーリズムはさらにタウン・ツーリズムとグリーン・ツーリズムに分けられるが、地方創生に資するツーリズムとは、多くがオルタナティブ・ツーリズムの方であり、日本版DMOの中にもこうした点に焦点を絞ったものがよく見られる。このように地方の観光資源を活かした地方創生の取り組みが進展し、観光を通じたまちづくりが持続的に行われるためにも十代田 (2018) では地域が持つマーケティング力が観光まちづくりの成否を占う大切な能力であるとしている。ただし、北島 (2018) で指摘されているが、丸暗記の受験勉強に代表されるように、多くの日本人は成功事例を単に調べてまねるだけでマーケティングになっていると考えがちだが (くまモンをまねてゆるキャラを作る等)、その背後にあるエッセンスや意義を理解できていないため、多くの失敗事例が生じている。地方創生のマーケティングを成功させるためには、マーケティング手法のセオリーを用いて、成功事例のエッセンスを理解することが出来るかが重要なポイントになると述べている。

つまりはこうしたマーケティングを行う人材の登用や育成が鍵になるのだが、日本版DMOを例にとると、観光まちづくりを支える行政の立場としては、一藤 (2019) や大社 (2018) が指摘しているように、ジェネラリストを育成するような従来の行政の人事政策を改め、データ解析やマーケティング計画の作成・実施が可能な専門人材の育成をはかるべきなのであろう。しかし、方向性はその通りなのかもしれないが、それがどこまで日本の地方自治体に可能なことなのだろうか。多くの自治体が財政的な課題を抱える中で、これまで

とは180度異なるような人事政策を推し進めることは、仮に観光まちづくりという部分的な分野に限ってであるにせよ、その負担や抵抗感はかなりのものになるはずだ。また、行政に限らず、横山 (2018)、大石 (2018)、栗田 (2019) が指摘しているように、日本では企業においても短期の配置転換をベースとしたジェネラリスト型の人材育成が中心となっている。非正規雇用問題、グローバル時代に向けた日本の内向きな思考、駐在員制度の限界、という問題点の提起がそれぞれ異なるものの、横山 (2018)、大石 (2018)、栗田 (2019) はジェネラリスト育成に偏った日本的人材育成の限界を指摘している。

観光まちづくりや地方創生といった施策の実現に向けて、多様な施策のあり方を専門的に検討するためには熱意を持った専門的な人材が必要であることは明らかである。しかしながら、それを育成するような環境や制度は、企業においても自治体においても、そしてもちろんレジャーランドと揶揄された大学においても、日本では十分に整備されていなかった。このように地方創生への足かせとして大きいのは旧来の日本的慣行に基づいた制度・思考だが、これらはその粘性性故に、少々の改変であっても多大な労力や時間を要する。それ故に、この課題を克服することは容易ではない。

では対応策はどのように考えるべきか? 解決の糸口は筆者が現在推し進めているプロジェクトの中にある。先にも述べたように筆者が勧めているプロジェクトの多くは協定のあるなしに関わらずいわゆる産官学連携のスタイルをとっている。大学という場所は本来であれば専門性を高めるための場所であることは疑うべくもない。残念ながらレジャーランド化した大学で専門的な学業を修めようとする学生は現在でも多いとは言えない。しかし近年流行のPBL (Problem Based Learning) やアクティブ・ラーニング関連の受講者は学習意欲が高まることが多くの研究からわかっている。筆者のプロジェクトに参加している学生は、アフリカでの1ヶ月の農村調査、その後1ヶ月半にわたるアジアでのインターンシップ経験を積んだ学生であり、多くの学生が統計学、計量経済学の知識、分析経験を有している。アカデミックスキルとそ

の実践経験、そして学習意欲を持った学生を戦力として、様々な地方の課題解決にあたっており、実際にその成果が見えつつある。

日本的慣行の限界が叫ばれてから久しいが、足下ではスキルと熱意を持った学生達が少数とはいえ大学で育ちつつあるのも事実だ。今後の日本を変えていくのは彼らであり、だからこそ地方創生の取り組みを大学生の鍛錬の場でもありとして、地方自治体や地方企業は積極的に差し出し、協働すべきだと考える。その協働にリスクは確かに存在するが、古い日本の思考では現在の危機が打破できないことだけは確かであろう。だからこそ学生だけではなく、研究者や大学それ自体も象牙の塔から抜け出て（という表現自体を使って通じてしまうこと自体がアウトなのだが）、真に社会のためになる（「ためになる」とは効率性だけを追い求めればよいというわけではないが）高等教育機関とはどのような組織なのかを自問し、変革する必要がある。川口（2019）では、昨今はやりのエビデンスに基づく政策形成（EBPM：Evidence Based Policy Making）の議論について、産官学のそれぞれが、地に足をつけ深く考えたいうで目の前の課題に取り組んでいくことで、ひいてはEBPMが日本の政策策定の在り方に影響を与えるだろうと述べている。EBPMの取り組みが成果を生めば、それは共感を生み、エビデンスを重視する政策策定の輪が広がっていくだろうとする川口の議論に異論は無い。

深く考え、変革し、そして共に行動することは面倒くさく、辛いことのように思えるが、他分野、異業種の方々と関わることで今まで見えなかった景色を見ることが出来る経験や喜びの方が遙かに大きな気がするの、私だけではなく、プロジェクトに参加した多くの学生と共通した意見である。見たことの無い景色がどれほど素敵なものなのかは見たことの無い人間にはわからない。だからこそ見たことのある人間が見たことのない人間を招き入れ、それを共有することが必要だ。不思

議なこと日本の地方自治体や地方企業には制度的なサポートや環境が大して整っていなかったはずなのに素晴らしい景色を見た経験があり、バランス感覚に長け、熱意や開発力のある人材が多数いらっしやる。素晴らしい景色を知らない学生に、是非ともその景色や経験を語っていただきたい。その関わりの一歩が、真の地方創生を作るエビデンス（Evidence）と経験（Experience）の融合に基づいた政策形成（EEBPM：Evidence Experience Based Policy Making）につながっていくはずだ。

<参考文献>

- 伊藤大一（2019）「グローバリゼーションの中での地域復興」『経営経済』第54号、pp.77-104.
- 横山和子（2018）「グローバル時代の労使関係 一多様性尊重の雇用管理に向けて一」『日本労務学会誌』Vol.19 No.2、pp.37-39.
- 大石雅也（2018）「非正規雇用問題の論点 一わが国企業の人事諸制度の「前提」一」『経営論集』第16巻第3号、pp.11-18.
- 栗田匡相（2020）「日系企業のグローバル化に向けた人材育成の課題一在インドネシア駐在員調査からみる内向き体質の弊害一」『経済論究』第73巻第3号（forthcoming）
- 川口大司（2019）「エビデンスに基づく政策形成と経済学」『日本労働研究雑誌』（No.705）、pp.8-12.
- 十代田朗（2018）「新しい観光による地域活性化の課題と方向性」『日本不動産学会誌』第32巻第3号、pp.10-14.
- 北島啓嗣（2018）「地域をマーケティングで考える」『研究年報』和歌山大学経済学会、第22号、pp.73-84.
- 一藤裕（2019）「観光ビッグデータの利活用～データ分析の現状と今後の発展に必要な整備～」『観光とまちづくり』pp.13-15.
- 大社充（2018）「これからの観光政策とDMOの役割、その運営」『日本不動産学会誌』第32巻第3号、pp.47-53.